

# GCAPに係る完成品の我が国から第三国への直接移転に関する閣議決定

- 2022年末に三文書を閣議決定した時から、**GCAPの第三国移転の必要性の認識が変化した点**に鑑み、**改めて閣議決定として政府方針**を決定した上で、**国家安全保障会議（9大臣）決定により運用指針を改正**することとする。
- その閣議決定において、将来、実際に**次期戦闘機を我が国から第三国に移転する際にも、個別の案件毎に閣議決定を行う**ことを盛り込み、**移転決定前の与党への協議が確保される**ようにする。

## <閣議決定のイメージ>

### 「GCAPに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転について」

- 政府は、「防衛力整備計画について」(令和4年12月16日閣議決定)に基づき、我が国の安全を確保する上で中核となる次期戦闘機の英国及びイタリアとの共同開発(GCAP)を推進する中で、我が国の安全保障環境にとって必要な性能を満たした戦闘機を実現し、我が国防衛に支障を来さないようにするためには、我が国からパートナー国以外の国に完成品を移転し得る仕組みを持ち、英国及びイタリアと同等にGCAPに貢献し得る立場を確保する必要があるとの認識に至った。
- このため、GCAPに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転を認め得ることとし、防衛装備移転三原則の運用指針を改正する。また、今後、実際にGCAPに係る完成品を我が国からパートナー国以外の国に移転する際には、防衛装備移転三原則及び運用指針に基づいて移転の可否を判断することとなるが、通常の審議に加え、個別案件ごとに閣議で決定することとする。

# GCAPに係る完成品の我が国から第三国への直接移転に関する運用指針の改正

- 我が国からの第三国移転を認め得るケースは、我が国の防衛力整備上の必要性から参画する案件であって、我が国からの完成品の第三国移転が必要となる国際共同開発・生産に限定
- その上で、3つの限定を付す(①今回、第三国直接移転を認め得るのは**GCAPに限定**(※1)、②移転先は**国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束**(※2)の締結国に限定、③現に**戦闘が行われている国には移転しない**)

## ＜運用指針の改正イメージ＞

※赤字部分は、今回の見直しにより新たに追加する箇所。

防衛装備の海外移転を認め得る案件は、次に掲げるものとする。

(2) 我が国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの(我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。)

ア米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転であって、次に掲げるもの

(ア)国際共同開発・生産のパートナー国に対する防衛装備の海外移転

(イ)国際共同開発・生産のパートナー国以外の国に対する部品や役務の提供

(ウ)国際共同開発・生産のパートナー国以外の国に対する完成品に係る防衛装備の海外移転(我が国の防衛力整備上の必要性から参画し、パートナー国以外の国に対する完成品の直接移転が必要となる次に掲げる国際共同開発・生産である場合に限る。)

・グローバル戦闘航空プログラム(我が国から移転された防衛装備を国際連合憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束を我が国と移転先国との間で締結している場合に限る。ただし、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国へ移転する場合を除く。)

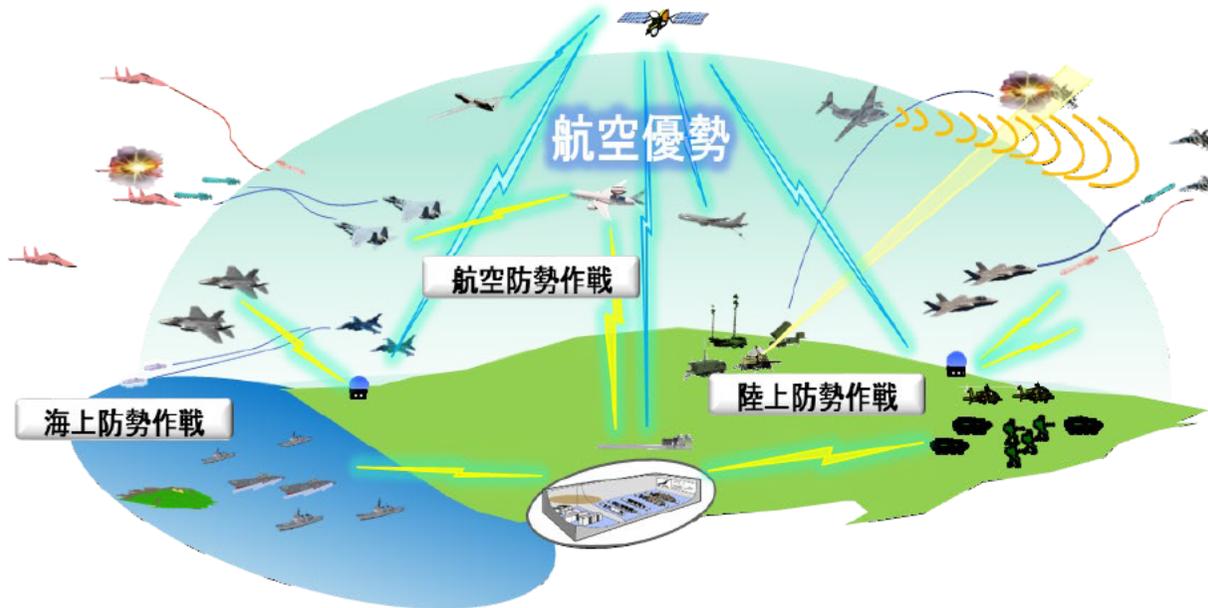
(※1) 今後、第三国直接移転が必要な国際共同開発・生産のプロジェクトが新たに生じた場合、与党に事前に協議した上で、「次に掲げる国際共同開発・生産」としてGCAPと並べる形で、運用指針に追記し、個別具体的に特定。

(※2) 現在、以下の15カ国との間で、移転された防衛装備品について国際連合憲章の目的と原則に適合する形での使用を義務付ける防衛装備移転協定等(※)を締結済み：米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、オーストラリア、インド、シンガポール、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、UAE

※米国は対米武器・武器技術供与取極、英国は日英武器・武器技術移転協定

- ▶ 四面を海に囲まれた島国である我が国に対する侵略は、必ず、空又は海を経由して行われる。専守防衛を旨とする我が国が安全を確保するためには、空や海からの攻撃をできる限り洋上・遠方で阻止する必要。戦闘機は、これらの**防御的任務を遂行するための中核的装備品**。
- ▶ 戦闘機同士の戦い方は、ステルス性やセンサー技術の進展などにより大きく変化しており、世代の違う戦闘機間での戦闘では、**新世代機が圧倒的に優位**（F-22（第5世代機）は、旧世代機に対し、**108対0の撃墜率**を記録）。我が国の周辺国でも第5世代機といわれる、世代の新しい戦闘機の開発や配備が進められている中で、我が国の平和と安定を確保するために、**我が国自身として、それらの戦闘機を超える最新鋭の次期戦闘機を開発することが不可欠**。

## <戦闘機の戦い方の変遷>



第1・2世代 ~1960	機銃・ 赤外線ミサイル	目視範囲内での 戦闘(ドッグ・ファイト) が主体
第3世代 1960 ~1980	レーダー、 誘導ミサイル	
第4世代 1980 ~2000	レーダー、通信 ネットワークの向上	長射程のレーダー とミサイルにより、 目視範囲外での 戦闘が主体
第5世代 2000 ~現在	ステルス性、 高精度なセンサー、 情報処理能力	
2035年 以降	???	<b>相手に見つからず、 飛躍的に向上した 状況認識能力により、 旧世代機との戦闘 では圧倒的に優位</b>

## なぜ国際共同開発を行う必要があるのか

- ▶ 大型装備品の開発・調達・維持整備を一国のみで実施する場合の技術面でのリスクやコストが増大している中、**最先端の装備品を、より低廉な価格で取得するために、世界では国際共同開発・生産が主流化**。特に戦闘機分野では、従来から国際共同開発・生産が行われており、現在も、フランス・ドイツ・スペインが共同で次期戦闘機を開発。
- ▶ **米国も、本年1月**に策定した「国家防衛産業戦略」において、グローバル・サプライチェーンの課題やウクライナ対応の教訓を踏まえ、**同志国との共同生産を重視する方針を表明**。
- ▶ 我が国において次期戦闘機の開発に当たっては、我が国の独自開発や米国との共同開発などの可能性を十分に検討した結果（米国は共同開発の計画は存在せず）、**要求性能の実現可能性・スケジュール・コスト等の様々な観点から英伊との国際共同開発が最適な選択肢**と判断。

### < 戦闘機の国際共同開発・生産の例 >

#### トーネード

(英国・イタリア・ドイツ)



#### ユーロファイター

(英国・イタリア・ドイツ・スペイン)



#### F35

(米国・英国・イタリア・オランダ等8カ国)



#### 将来戦闘機

(フランス・ドイツ・スペイン)



## なぜ第三国への直接移転が必要なのか

- 次期戦闘機における**各国の要求性能には、各国が置かれている安全保障環境に応じて様々な違い**があり、機体のサイズやコストの範囲で**全ての要求性能が実現できるわけではない**。こうした中、各国が同等の貢献を行うことを大前提に、自国が優先する性能の搭載を、論拠を持ってぶつけ合う。その際、各国は自国が重視する性能の発揮に必要な部位の開発を自国が担当することを目指し、開発分担に関する主張を行う。
- **我が国が次期戦闘機の開発において重視**するものの一つは、我が国の地理的環境を踏まえ攻撃をできる限り洋上・遠方で阻止し、将来にわたって航空優勢を維持することができる、数に勝る敵戦闘機に対抗できる**優れた空対空能力**。具体的には、センシング技術やステルス性、ネットワーク戦闘といった面での高い能力に加え、航続距離等も重要。
- **英伊にとっては、調達価格の低下等に向けて完成品の第三国移転を推進することは重要な要素**。移転による価格低減等の努力を行うことができない我が国が優先する性能を実現するために、英伊が自らが求める性能を断念することは想定されず、**我が国が求める戦闘機の実現が困難**となり、**我が国の防衛に支障**を来す。
- また、国際的な注目を集めるG C A Pにおいて、**我が国が直接移転を行い得る仕組みを持たないこととなれば、国際共同開発・生産を行うパートナー国として我が国は相応しくない**と**国際的に認識**。今後、米国を含めた同盟国・同志国との国際共同開発・生産の枠組みへの参加が困難となれば、**我が国が求める性能を有する装備品を取得・維持することが困難**となり、**我が国の防衛に支障**を来す。